

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例

平成 24 年 7 月 17 日
条例第 39 号
改正 平成 24 年 10 月 23 日条例第 50 号
改正 平成 24 年 12 月 28 日条例第 59 号
改正 平成 25 年 3 月 26 日条例第 50 号
改正 平成 25 年 7 月 9 日条例第 93 号
改正 平成 25 年 10 月 22 日条例第 102 号
改正 平成 25 年 12 月 27 日条例第 121 号
改正 平成 26 年 3 月 25 日条例第 9 号
改正 平成 26 年 7 月 15 日条例第 46 号
改正 平成 26 年 10 月 21 日条例第 57 号
改正 平成 26 年 12 月 26 日条例第 71 号
改正 平成 27 年 3 月 20 日条例第 25 号
改正 平成 27 年 7 月 21 日条例第 62 号
改正 平成 27 年 10 月 20 日条例第 73 号
改正 平成 27 年 12 月 28 日条例第 97 号
改正 平成 28 年 3 月 25 日条例第 15 号
改正 平成 28 年 7 月 1 日条例第 57 号
改正 平成 28 年 10 月 21 日条例第 71 号
改正 平成 28 年 12 月 27 日条例第 82 号
改正 平成 29 年 3 月 28 日条例第 13 号
改正 平成 29 年 7 月 14 日条例第 38 号
改正 平成 29 年 10 月 20 日条例第 58 号
改正 平成 29 年 12 月 28 日条例第 78 号
改正 平成 30 年 3 月 27 日条例第 16 号
改正 平成 30 年 7 月 20 日条例第 71 号
改正 平成 30 年 10 月 23 日条例第 74 号
改正 平成 30 年 12 月 28 日条例第 96 号
改正 平成 31 年 3 月 22 日条例第 9 号
改正 令和元年 7 月 16 日条例第 9 号
改正 令和元年 10 月 21 日条例第 31 号
改正 令和元年 12 月 24 日条例第 45 号
改正 令和 2 年 3 月 27 日条例第 14 号
改正 令和 2 年 7 月 17 日条例第 56 号
改正 令和 2 年 10 月 20 日条例第 75 号
改正 令和 2 年 12 月 25 日条例第 89 号
改正 令和 3 年 3 月 26 日条例第 6 号
改正 令和 3 年 7 月 20 日条例第 53 号
改正 令和 3 年 10 月 22 日条例第 75 号
改正 令和 3 年 12 月 24 日条例第 86 号
改正 令和 4 年 3 月 29 日条例第 14 号
改正 令和 4 年 7 月 29 日条例第 38 号
改正 令和 4 年 10 月 21 日条例第 58 号
改正 令和 4 年 12 月 23 日条例第 67 号
改正 令和 5 年 3 月 20 日条例第 5 号
改正 令和 5 年 7 月 21 日条例第 49 号
改正 令和 5 年 10 月 20 日条例第 71 号
改正 令和 5 年 12 月 26 日条例第 83 号
改正 令和 6 年 3 月 26 日条例第 11 号
改正 令和 6 年 7 月 19 日条例第 59 号
改正 令和 6 年 10 月 22 日条例第 72 号
改正 令和 6 年 12 月 24 日条例第 81 号
改正 令和 7 年 3 月 25 日条例第 2 号
改正 令和 7 年 7 月 31 日条例第 51 号
改正 令和 7 年 10 月 21 日条例第 63 号
改正 令和 7 年 12 月 23 日条例第 72 号

改正 令和 8 年 3 月 31 日 条例第 12 号
改正 令和 8 年 7 月 24 日 条例第 28 号
改正 令和 8 年 10 月 23 日 条例第 43 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る神奈川県県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）第 10 条第 2 項の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 23 日 条例第 50 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日 条例第 59 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日 条例第 50 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 9 日 条例第 93 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 22 日 条例第 102 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日 条例第 121 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 15 日 条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 21 日 条例第 57 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日 条例第 71 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日 条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日 条例第 62 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 27 年 5 月 10 日以前に改正前の別表特定非営利活動法人鎌倉広町台峯の自然を守る会の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）第 10 条第 2 項の期間については、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表特定非営利活動法人鎌倉広町台峯の自然を守る会の項中「平成 30 年 7 月 31 日」とあるのは、「平成 27 年 5 月 10 日」とする。

附 則（平成 27 年 10 月 20 日 条例第 73 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日 条例第 97 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日 条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日 条例第 57 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 21 日 条例第 71 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日 条例第 82 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 14 日 条例第 38 号）

1 この条例は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人ホタルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人コロンブスアカ

デミーの項、特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項又は特定非営利活動法人ARCHSHIPの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成29年10月20日条例第58号）

- 1 この条例は、平成29年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人昂の会の項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人あっとほーむの項及び特定非営利活動法人ふじさわシニアネットの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成29年12月28日条例第78号）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人トムトムの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名の項、特定非営利活動法人WE21ジャパンいずみの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつの項又は特定非営利活動法人WE21ジャパン・旭の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月27日条例第16号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人まちづくりスポーツ茅ヶ崎の項及び特定非営利活動法人和有会の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人WE21ジャパン相模原の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・ほどがやの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン都筑の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン藤沢の項、特定非営利活動法人エンパワメントかながわの項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項又は特定非営利活動法人ヴィエムシイの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成30年7月20日条例第71号）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人WE21ジャパンかながわの項、特定非営利活動法人アクト川崎の項、特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項、特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつかの項及び特定非営利活動法人NPOサポートちがさきの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成30年10月23日条例第74号）

- 1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人宮ヶ瀬湖ボートクラブの項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそるの項及び特定非営利活動法人昂の会の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成30年12月28日条例第96号）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（NPO法人ミニシティ・プラスの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼぼの項、特定非営利活動法人ウィニージャパンとつかの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項、NPO法人ロボティック普及促進センターの項又は特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほくの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月22日条例第9号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和元年7月16日条例第9号）

- 1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第2条の規定による改正前の地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項又は特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和元年10月21日条例第31号）

- 1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人だんだんの樹の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人だんだんの樹の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和元年12月24日条例第45号）

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人きづきの項及び特定非営利活動法人地域福祉を考える会の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人きづきの項及び特定非営利活動法人地域福祉を考える会の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月27日条例第14号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項、NPO法人ミニシティ・プラスの項及び特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人たすけあいあさひの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和2年7月17日条例第56号）

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人SHIPの項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人SHIPの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和2年10月20日条例第75号）

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項、NPO法人ミニシティ・プラスの項及び特定非営利活動法人横浜日独協会の項の改正規定並びに同表に次のように加える改正規定（NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和2年12月25日条例第89号）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人ゆいの項又はNPO法人かながわ311ネットワークの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月26日条例第6号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワークの項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人スローレーベルの項及び特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくるの項、特定非営利活動法人葉山まちづくり協会の項及び特定非営利活動法人はあとハウスの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和3年7月20日条例第53号）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和 3 年10月22日条例第75号）

- 1 この条例は、令和 3 年11月 1 日から施行する。ただし、別表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウスの項及び特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和 3 年12月24日条例第86号）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削る改正規定並びに同表特定非営利活動法人アクト川崎の項、特定非営利活動法人grand-merreの項及び特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人STスポット横浜の項及び特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 8 月31日以前に改正前の別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第 2 項の期間については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月29日条例第14号）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和 4 年 7 月29日条例第38号）

- 1 この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人スローレーベルの項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構の項、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項及び特定非営利活動法人ARCSHIPの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和 4 年10月21日条例第58号）

- 1 この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項の改正規定、同表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項を削る改正規定及び同表に次のように加える改正規定（NPO法人チャレンジサポートプロジェクトの項に係る部分に限る。）並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部の項、特定非営利活動法人あっとほーむの項及び特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネットの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 3 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）第 10 条第 2 項の期間については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年12月23日条例第67号）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項及び特定非営利活動法人フードバンク湘南の項の改正規定並びに同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人プラス保育園の項及び特定非営利活動法人鎌倉あそび基地の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人トムトムの項、特定非営利活動法人WE21 ジャパン・旭の項、特定非営利活動法人WE21 ジャパン・たかつの項、特定非営利活動法人WE21 ジャパンいずみの項及び特定非営利活動法人WE21 ジャパン海老名の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和 5 年 3 月20日条例第 5 号）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に特定非営利活動法人まちづくりスポット

茅ヶ崎の項、特定非営利活動法人和有会の項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項、特定非営利活動法人WE21 ジャパン・ほどがやの項、特定非営利活動法人WE21 ジャパン都筑の項、特定非営利活動法人WE21 ジャパン相模原の項、特定非営利活動法人WE21 ジャパン藤沢の項又は特定非営利活動法人エンパワメントかながわの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和5年7月21日条例第49号）

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人WE21 ジャパンかながわの項、特定非営利活動法人WE21 ジャパンひらつかの項、特定非営利活動法人NPOサポートちがさきの項又は特定非営利活動法人アクト川崎の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和5年10月20日条例第71号）

- 1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人ウィニジャパンとつかの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそるの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 3 令和5年5月25日以前に改正前の別表特定非営利活動法人ウィニジャパンとつかの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月26日条例第83号）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人DV対策センターの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表NPO法人ミニシティ・プラスの項、特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼぼの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほくの項又は特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和6年3月26日条例第11号）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人プラス保育園の項及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表NPO法人ぷかぷかの項、特定非営利活動法人木々の会の項、特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・伊勢原の項、特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所の項、特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項及び特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和6年7月19日条例第59号）

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブの項を削る改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人ABCジャパンの項に係る部分に限る。）並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワークの項、特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンの項及び特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 3 令和6年3月31日以前に改正前の別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月22日条例第72号）

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人きづきの項を削る改正規定、同表特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項及び特定非営利活動法人鎌倉あそび基地の項の改正規定並びに同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人農スクールの項に係る部分に限る。）並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の項及び特定非営利活動法人だんだんの樹の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表特定非営利活動法人きづきの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月24日条例第81号）

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人地域健康プランの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表特定非営利活動法人横浜日独協会の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木の項及び特定非営利活動法人地域福祉を考える会の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和7年3月25日条例第2号）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表NPO法人ぷかぶかの項の改正規定、同表特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項を削る改正規定及び同表特定非営利活動法人だんだんの樹の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表特定非営利活動法人たすけあいあさひの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

附 則（令和7年7月31日条例第51号）

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人grandmereの項又は特定非営利活動法人SHIPの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則（令和7年10月21日条例第63号）

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（NPO法人湘南フィルハーモニー管弦楽団の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表特定非営利活動法人こころの健康を考えるかがも会の項及びNPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（NPO法人かながわ311ネットワークの項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表NPO法人かながわ311ネットワークの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人スローレーベルの項、特定非営利活動法人フードバンク湘南の項、特定非営利活動法人葉山まちづくり協会の項及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくるの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項及びNPO法人湘南フィルハーモニー管弦楽団の項を削る改正規定並びに同表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布

の日から施行する。

- 2 改正前の別表特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項及び特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウスの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 3 次に掲げる寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。
 - (1) 令和8年3月15日以前に改正前の別表特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金
 - (2) 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表NPO法人湘南フィルハーモニー管弦楽団の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人コロンプスアカデミー	横浜市磯子区東町9番9号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	横浜市中区黄金町一丁目4番地先ー	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人地球学校	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人移動サービスアクセス	横浜市青葉区荏田北3ー11ー24	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人ARCSHIP	横浜市中区常盤町一丁目1番地宮下ビル4F	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区錦が丘15番11号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金	横浜市港南区港南台九丁目30番31号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
NPO法人チャレンジドサポートプロジェクト	川崎市高津区下作延三丁目21番地26ドルフ梶ヶ谷105号室	令和4年1月1日から令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部	藤沢市辻堂西海岸二丁目1番15号	令和4年11月1日から令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人あっとほーむ	横浜市都筑区牛久保西三丁目2番7号	令和4年11月1日から令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット	藤沢市藤沢496番地藤沢森井ビル	令和4年11月1日から令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人プラス保育園	横浜市旭区中希望が丘107番地31	令和4年1月1日から令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人鎌倉あそび基地	鎌倉市常盤145番地	令和4年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2, 336番地 2	令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパン・旭	横浜市旭区中希望が丘101-21	令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパン・たかつ	川崎市高津区溝口三丁目15番8号	令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパンいずみ	横浜市泉区中田東三丁目16番4号	令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパン海老名	海老名市中央一丁目14番46号チェリーコート海老名103	令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	横浜市磯子区磯子台21番24号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10年 3 月31日まで
特定非営利活動法人和有会	横浜市緑区寺山町107番地 7 ハルオ中山ビル102	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10年 3 月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパン都筑	横浜市都筑区茅ヶ崎中央30番14号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10年 3 月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパン藤沢	藤沢市藤沢1, 102番地	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10年 3 月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパン・ほどがや	横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 番地 2 パイロットハウス103	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10年 3 月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパン相模原	相模原市南区若松四丁目13番 3 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10年 3 月31日まで
特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平10番 2 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10年 3 月31日まで
特定非営利活動法人N P O サポートちがさき	茅ヶ崎市円蔵一丁目 5 番24号サニータウン茅ヶ崎	令和 5 年 8 月 1 日から令和 10年 7 月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパンかながわ	横浜市神奈川区西神奈川三丁目16番 1 号	令和 5 年 8 月 1 日から令和 10年 7 月31日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパンひらつか	平塚市山下 3 -22-46	令和 5 年 8 月 1 日から令和 10年 7 月31日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそる	横浜市戸塚区上柏尾町 244 番地	令和 5 年 11 月 1 日から令和 10年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人D V 対策センター	横浜市青葉区鴨志田町 807 番地 5	令和 5 年 1 月 1 日から令和 10年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ	足柄下郡湯河原町中央二丁目 21 番地 5	令和 6 年 1 月 1 日から令和 10年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人W E 21 ジャパンこうほく	横浜市港北区日吉二丁目 12 番 7 号	令和 6 年 1 月 1 日から令和 10年 12 月 31 日まで
N P O 法人ミニシティ・プラス	横浜市都筑区中川 1 -17-22 ガーデンプラザ宮台 402 号室	令和 6 年 1 月 1 日から令和 10年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人WE21 ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目 15 番 12 号 谷ビル 102 号	令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人小田原な ぎさ会	小田原市南鴨宮三丁目 16 番 20 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人木々の会	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目 9 番 9 号 第 2 大幸ビル 301	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
NPO 法人ぶかぶか	横浜市青葉区鴨志田町 66 番地 1	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人大和市サ ッカー協会	大和市中心林間二丁目 19 番 18 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE21 ジャ パン・伊勢原	伊勢原市石田 670 番地の 7	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人ABCジ ャパン	横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 7 - 15 L a C a m p a n a K I S O Y A302 号室	令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人チャイル ドファーストジャパン	伊勢原市桜台一丁目 5 番 31 号	令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜メン タルサービスネットワーク	横浜市港南区笹下一丁目 7 番 6 号	令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人農スクー ル	藤沢市葛原 1, 100 番地の 9	令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人だんだん の樹	横浜市泉区弥生台 27 番地 2	令和 6 年 11 月 1 日から令 和 11 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜移動 サービス協議会	横浜市中区長者町八丁目 125 番地	令和 6 年 11 月 1 日から令 和 11 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人地域健康 プラン	山形県山形市七日町二丁目 7-23 とんがりビル 3 階	令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人WE21 ジャ パン厚木	厚木市中町三丁目 18 番 5 号	令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人横浜日独 協会	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目 2 番 1 号地球市民かながわプラザNPO などのための事務室内	令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人地域福祉 を考える会	伊勢原市桜台三丁目 12 番 1-101 号	令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 g r a n d - m e r e	海老名市中新田一丁目 13 番 19 号	令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人SHIP	横浜市神奈川区台町 7 番地 2 ハイ ツ横浜 713 号室	令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まで

特定非営利活動法人こころの健康を考えるかるがも会	横浜市港南区港南台九丁目 28 番 3 号	令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人カウンセリングオフィス S A R A	横浜市緑区長津田町 2, 325-1	令和 7 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで
N P O 法人かながわ 311 ネットワーク	横浜市神奈川区大口仲町 194 番地 9 横浜妙蓮寺シティハウス 107 号	令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人フードバンク湘南	平塚市御殿一丁目 33 番 35 号亀井ハイツ 101	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人スローレーベル	横浜市南区吉野町 2-4 国際吉野町ビル 402	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	大和市南林間七丁目 1 番 15 号	令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで
特定非営利活動法人市民セクターよこはま	横浜市中区弁天通六丁目 81 番コーケンキャピタルビル 2 階 C 号室	令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで